

議案第51号

専決処分について

次の事件は、その処理に急を要したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月14日提出

長岡市長 磯田達伸

- 1 専決第5号 長岡市市税条例等の一部改正について
- 2 専決第6号 長岡市都市計画税条例の一部改正について
- 3 専決第7号 令和4年度長岡市一般会計補正予算
- 4 専決第8号 令和4年度長岡市一般会計補正予算

専決第5号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

長岡市長 磯田達伸

長岡市市税条例等の一部改正について

長岡市条例第15号

長岡市市税条例等の一部を改正する条例

(長岡市市税条例の一部改正)

第1条 長岡市市税条例(昭和29年長岡市告示第51号)の一部を次のように改正する。

第35条の6第1項第7号中「(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)」を削る。

第75条の2第1項中「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える。

第75条の3第1項中「証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える。

附則第14条の2第3項中「法附則第15条第27項第1号イ」を「法附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第4項中「法附則第15条第27項第1号ロ」を「法附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第5項中「法附則第15条第27項第1号ハ」を「法附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第6項中「法附則第15条第27項第1号ニ」を「法附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第7項中「法附則第15条第27項第2号イ」を「法附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第8項中「法附則第15条第27項第2号ロ」を「法附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第9項中「法附則第15条第27項第2号ハ」を「法附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第10項中「法附則第15条第27項第3号イ」を「法附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第11項中「法附則第15条第27項第3号ロ」を「法附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第12項中「法附則第15条第27項第3号ハ」を「法附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第13項中「法附則第15条第30項」を「法附則第15条第29項」に改め、同条第14項中「法附則第15条第34項」を「法附則第15条第33項」に改める。

附則第14条の3第5項各号列記以外の部分中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第7項各号列記以外の部分中「特定熱損

失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第16条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）」を加える。

（長岡市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 長岡市市税条例等の一部を改正する条例（令和3年長岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、長岡市市税条例第48条第10項の改正規定中「法第321条の8第60項」を「法第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第16項の改正規定中「法第321条の8第69項」を「法第321条の8第71項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の長岡市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

専決第6号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

長岡市長 磯田達伸

長岡市都市計画税条例の一部改正について

長岡市条例第16号

長岡市都市計画税条例の一部を改正する条例

長岡市都市計画税条例（昭和45年長岡市条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「法附則第15条第34項」を「法附則第15条第33項」に改める。

附則第3項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）」を加える。

附則第11項中「附則第4項」を「附則第3項、第4項」に、「附則第8項の「前年度分の」を「同項の「前年度分の」に改める。

附則第12項中「第15項、第17項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第33項、第34項若しくは第39項」を「第14項、第16項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第32項、第33項若しくは第36項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長岡市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

専決第7号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年4月28日

長岡市長 磯田達伸

令和4年度長岡市一般会計補正予算

専決第8号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年5月27日

長岡市長 磯田達伸

令和4年度長岡市一般会計補正予算

議案第55号

長岡市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

長岡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月14日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

長岡市職員の退職手当に関する条例（昭和38年長岡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項中「、当該退職後」を「当該退職後」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及び本項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及び本項の規定による期間に算入しない」に改める。

第13条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

附則第35項中「令和4年3月31日以前」を「令和7年3月31日以前」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条第4項の改正規定は令和4年7月1日（以下「施行日」という。）から、第13条第11項第5号の改正規定は同年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第13条第4項の規定は、施行日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。
- 3 改正後の附則第35項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

議案第56号

長岡市市税条例等の一部改正について

長岡市市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月14日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市市税条例等の一部を改正する条例

(長岡市市税条例の一部改正)

第1条 長岡市市税条例（昭和29年長岡市告示第51号）の一部を次のように改正する。

第16条の4第1項中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）」を加える。

第34条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の4第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第34条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の4第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第35条の8第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第36条の3第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の4の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及

び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名第36条の4の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あって、」の次に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第55条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第56条の5中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第75条の2第1項中「閲覧」の次に「(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)」を加える。

第75条の3第1項中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)」を加える。

附則第11条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第14条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改める。

附則第24条第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第26条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第30条の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の4第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第30条の2の2第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の4第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第30条の2の2第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第36条を削る。

（長岡市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 長岡市市税条例の一部を改正する条例（令和3年長岡市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第36条の4の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（）」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中長岡市市税条例第36条の4の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の4の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第11条の3の2第1項及び第26条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第36条を削る改正規定並びに第2条の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日
- (2) 第1条中長岡市市税条例第34条第4項及び第6項、第35条の8第1項及び第2項、第36条の3第1項ただし書及び第2項、第56条の5の改正規定並びに同条例附則第24条第2項、第30条の2第4項並びに第30条の2の2第4項及び第6項の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中長岡市市税条例第16条の4第1項の改正規定、第75条の2第1項の改正規定及び第75条の3第1項の改正規定並びに次条並びに附則第4条第2項及び第3項の規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の長岡市市税条例（以下「新条例」という。）第16条の4第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第36条の4の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第36条の4の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の長岡市市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の4の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の4の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の4の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の4の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の長岡市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の長岡市市税条例第75条の2第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産税課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

- 3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の長岡市市税条例第75条の3第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

議案第57号

長岡リリックホール条例の一部改正について

長岡リリックホール条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月14日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡リリックホール条例の一部を改正する条例

長岡リリックホール条例（平成8年長岡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表リリックホール使用料の表のア コンサートホールの表（備考を除く。）を次のように改める。

種別			午前		午後		夜間	
			午前9時から正午まで	左欄の時間を超えて当該時間に連続する前又は後の時間を使用した場合に左欄の使用料に加算する使用料（1時間当たり）	午後1時から午後5時まで	左欄の時間を超えて当該時間に連続する前又は後の時間を使用した場合に左欄の使用料に加算する使用料（1時間当たり）	午後6時から午後10時まで	左欄の時間を超えて当該時間に連続する前又は後の時間を使用した場合に左欄の使用料に加算する使用料（1時間当たり）
営利、営業又は宣伝を目的とする場合	平日	準備	円	円	円	円	円	円
		本番	40,260	16,060	69,300	20,790	99,660	29,810
	土曜	準備	56,760	22,660	99,660	29,810	143,220	42,900
		準備	52,140	20,790	91,080	27,280	130,680	39,160

		日 休 日	本 番						
				73,920	29,480	130,680	39,160	186,780	55,990
営 利、 営 業 又 は 宣 伝 を 目 的 と し な い 場 合	入 場 料 金 等 の 最 高 額 が 6,000 円 を 超 え る と き	平 日	準 備	26,840	10,670	46,200	13,860	66,440	19,910
			本 番	37,840	15,070	66,440	19,910	95,480	28,600
		土 曜 日	準 備	34,760	13,860	60,720	18,150	87,120	26,070
			本 番						
		休 日		49,280	19,690	87,120	26,070	124,520	37,290
	入 場 料 金 等 の 最 高 額 が 3,000 円 を 超 え、 6,000 円 以 下 の と き	平 日	準 備	20,130	8,030	34,650	10,340	49,830	14,850
			本 番	28,380	11,330	49,830	14,850	71,610	21,450
		土 曜 日	準 備	26,070	10,340	45,540	13,640	65,340	19,580
			本 番						
		休 日		36,960	14,740	65,340	19,580	93,390	27,940
入 場 料 金 等 の 最 高 額 が 3,000 円 以 下 の と き	平 日	準 備	13,420	5,280	23,100	6,930	33,220	9,900	
		本 番	18,920	7,480	33,220	9,900	47,740	14,300	
	土 曜 日	準 備	17,380	6,930	30,360	9,020	43,560	12,980	
		本 番							

		休日							
			24,640	9,790	43,560	12,980	62,260	18,590	

別表リリックホール使用料の表のA コンサートホールの表の備考第6項を次のように改める。

6 使用料の加算に係る使用時間は、当該使用区分における使用区分前の時間と使用区分後の時間とについてそれぞれ算定する。この場合において、それぞれの使用料の加算に係る使用時間に1時間に満たない端数があるときでも1時間として計算する。

別表リリックホール使用料の表のI シアターの表(備考を除く。)を次のように改める。

種 別			午前		午後		夜間	
			午前9時から正午まで	左欄の時間を超えて当該時間に連続する前又は後の時間を使用した場合に左欄の使用料に加算する使用料(1時間当たり)	午後1時から午後5時まで	左欄の時間を超えて当該時間に連続する前又は後の時間を使用した場合に左欄の使用料に加算する使用料(1時間当たり)	午後6時から午後10時まで	左欄の時間を超えて当該時間に連続する前又は後の時間を使用した場合に左欄の使用料に加算する使用料(1時間当たり)
営利、営業又	平	準	円	円	円	円	円	円

は宣伝を目的とする場合		日	備	32,340	12,870	56,100	16,830	77,880	23,320		
			本番	45,540	18,150	77,880	23,320	112,860	33,770		
		土曜日	準備	41,580	16,610	73,920	22,110	104,280	31,240		
			本番								
		休日		58,740	23,430	104,280	31,240	147,840	44,330		
営 利、 営業 又は 宣伝 を目的 としな い場合	入場料 金等の 最高額 が 6,000 円を超 えると き	平日	準備	21,560	8,580	37,400	11,220	51,920	15,510		
			本番	30,360	12,100	51,920	15,510	75,240	22,550		
		土曜日	準備	27,720	11,000	49,280	14,740	69,520	20,790		
			本番								
				休日		39,160	15,620	69,520	20,790	98,560	29,480
		入場料 金等の 最高額 が 3,000 円を超 え、 6,000 円以下 のとき	平日	準備	16,170	6,380	28,050	8,360	38,940	11,660	
	本番			22,770	9,020	38,940	11,660	56,430	16,830		
	土曜日		準備	20,790	8,250	36,960	11,000	52,140	15,620		
			本番								
			休日		29,370	11,660	52,140	15,620	73,920	22,110	
	入場料 金等の 最高額		平日	準備	10,780	4,290	18,700	5,610	25,960	7,700	
		本									

が 3,000 円以下 のとき	番	15,180	6,050	25,960	7,700	37,620	11,220	
	土曜日	準備 本番	13,860	5,500	24,640	7,370	34,760	10,340
	休日		19,580	7,810	34,760	10,340	49,280	14,740

別表リリックホールの表のイ シアターの表の備考第6項を次のように改める。

6 使用料の加算に係る使用時間は、当該使用区分における使用区分前の時間と使用区分後の時間とについてそれぞれ算定する。この場合において、それぞれの使用料の加算に係る使用時間に1時間に満たない端数があるときでも1時間として計算する。

別表リリックホール使用料の表のウ 練習使用の表（備考を除く。）を次のように改める。

種別	使用区分	午前		午後		夜間	
		午前9時から正午まで	左欄の時間を超えて当該時間に連続する前又は後の時間を使用した場合に左欄の使用料に加算する使用料	午後1時から午後5時まで	左欄の時間を超えて当該時間に連続する前又は後の時間を使用した場合に左欄の使用料に加算する使用料	午後6時から午後10時まで	左欄の時間を超えて当該時間に連続する前又は後の時間を使用した場合に左欄の使用料に加算する使用料

		(1時間あたり)		(1時間あたり)		(1時間あたり)
コンサートホールステージ又はシアターステージ	円	円	円	円	円	円
	5,280	2,090	8,800	2,640	13,200	3,960

別表リリックホール使用料の表のウ 練習使用の表の備考第3項を次のように改める。

- 3 使用料の加算に係る使用時間は、当該使用区分における使用区分前の時間と使用区分後の時間とについてそれぞれ算定する。この場合において、それぞれの使用料の加算に係る使用時間に1時間に満たない端数があるときでも1時間として計算する。

別表リリックホール使用料の表のエ その他の表(備考を除く。)を次のように改める。

種別	使用区分	午前		午後		夜間	
		午前9時から正午まで	左欄の時間を超えて当該時間に連続する前又は後の時間を使用した場合に左欄の使用料に加算する使用料	午後1時から午後5時まで	左欄の時間を超えて当該時間に連続する前又は後の時間を使用した場合に左欄の使用料に加算する使用料	午後6時から午後10時まで	左欄の時間を超えて当該時間に連続する前又は後の時間を使用した場合に左欄の使用料に加算する使用料

			(1時間あたり)		(1時間あたり)		(1時間あたり)	
楽屋 (コンサートホール用)	第1楽屋	円	円	円	円	円	円	
		880	330	1,210	330	1,210	330	
	第2楽屋	880	330	1,210	330	1,210	330	
	第3楽屋	880	330	1,210	330	1,210	330	
	第4楽屋	1,430	550	1,870	550	1,870	550	
	第5楽屋	1,430	550	1,870	550	1,870	550	
	第6楽屋	2,090	770	2,860	770	2,860	770	
	第7楽屋	2,090	770	2,860	770	2,860	770	
楽屋 (シアター用)	第1楽屋	880	330	1,210	330	1,210	330	
	第2楽屋	880	330	1,210	330	1,210	330	
	第3楽屋	1,430	550	1,870	550	1,870	550	
	第4楽屋	1,430	550	1,870	550	1,870	550	
	第5楽屋	1,430	550	1,870	550	1,870	550	
	第6楽屋	1,430	550	1,870	550	1,870	550	
スタジオ	第1	練習使用	2,640	990	4,400	1,320	6,600	1,980
	スタ	練習目的						
	ジオ	以外	7,920	3,080	13,200	3,960	19,800	5,940
	第2スタジオ		1,870	660	2,750	770	3,850	1,100
	第3スタジオ		1,870	660	2,750	770	3,850	1,100
	第4スタジオ		1,870	660	2,750	770	3,850	1,100
	第5スタジオ		1,870	660	2,750	770	3,850	1,100
	第6スタジオ		2,200	880	3,300	990	4,400	1,320
	第7スタジオ		1,430	550	2,090	550	3,080	880
	第8スタジオ		1,430	550	2,090	550	3,080	880
	第9スタジオ		1,430	550	2,090	550	3,080	880
第10スタジオ		1,430	550	2,090	550	3,080	880	
附属設備		規則で定める額						

別表リリックホール使用料の表のエ その他の表の備考中第1項を削り、第2

項を第1項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 2 使用料の加算に係る使用時間は、当該使用区分における使用区分前の時間と使用区分後の時間とについてそれぞれ算定する。この場合において、それぞれの使用料の加算に係る使用時間に1時間に満たない端数があるときでも1時間として計算する。

別表リリックホール使用料の表のエ その他の表の備考第3項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から令和5年9月30日までの間に長岡リリックホールを使用する場合の使用料については、なお改正前の別表の規定の例による。

議案第58号

長岡市立劇場条例の一部改正について

長岡市立劇場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月14日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市立劇場条例の一部を改正する条例

長岡市立劇場条例（昭和48年長岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表市立劇場使用料の表のア 大ホールの表（備考を除く。）を次のように改める。

種別			午前		午後		夜間	
			午前9時から正午まで	左欄の時間を超えて当該時間に連続する前又は後の時間を使用した場合に左欄の使用料に加算する使用料（1時間当たり）	午後1時から午後5時まで	左欄の時間を超えて当該時間に連続する前又は後の時間を使用した場合に左欄の使用料に加算する使用料（1時間当たり）	午後6時から午後10時まで	左欄の時間を超えて当該時間に連続する前又は後の時間を使用した場合に左欄の使用料に加算する使用料（1時間当たり）
入場料金等の最高額が9,000円を超えると	平日	準備	円	円	円	円	円	円
		本番	42,350	16,940	77,550	23,210	110,550	33,110
	土曜日 休日	準備						
		本番	60,500	24,200	110,550	33,110	158,400	47,520
		準備	63,800	25,520	104,500	31,350	141,350	42,350
		本番						

き		番	91,300	36,520	149,600	44,880	201,850	60,500
入場料 金等の 最高額 が 6,000 円を超 え、 9,000 円以下 のとき	平日	準 備	33,880	13,530	62,040	18,590	88,440	26,510
		本 番	48,400	19,360	88,440	26,510	126,720	37,950
	土曜 日 休日	準 備	51,040	20,350	83,600	25,080	113,080	33,880
		本 番	73,040	29,150	119,680	35,860	161,480	48,400
入場料 金等の 最高額 が 3,000 円を超 え、 6,000 円以下 のとき	平日	準 備	25,410	10,120	46,530	13,860	66,330	19,800
		本 番	36,300	14,520	66,330	19,800	95,040	28,490
	土曜 日 休日	準 備	38,280	15,290	62,700	18,810	84,810	25,410
		本 番	54,780	21,890	89,760	26,840	121,110	36,300
入場料 金等の 最高額 が 3,000 円以下 のとき	平日	準 備	16,940	6,710	31,020	9,240	44,220	13,200
		本 番	24,200	9,680	44,220	13,200	63,360	18,920
	土曜 日 休日	準 備	25,520	10,120	41,800	12,540	56,540	16,940
		本 番	36,520	14,520	59,840	17,930	80,740	24,200
附属設備		規則で定める額						

別表市立劇場使用料の表のア 大ホールの表の備考第6項を次のように改める。

6 使用料の加算に係る使用時間は、当該使用区分における使用区分前の時間と

使用区分後の時間とについてそれぞれ算定する。この場合において、それぞれの使用料の加算に係る使用時間に1時間に満たない端数があるときでも1時間として計算する。

別表市立劇場使用料の表のイ 小ホール、楽屋及び会議室の表（備考を除く。）を次のように改める。

種別			午前		午後		夜間	
			午前9時から正午まで	左欄の時間を超えて当該時間に連続する前又は後の時間を使用した場合に左欄の使用料に加算する使用料（1時間当たり）	午後1時から午後5時まで	左欄の時間を超えて当該時間に連続する前又は後の時間を使用した場合に左欄の使用料に加算する使用料（1時間当たり）	午後6時から午後10時まで	左欄の時間を超えて当該時間に連続する前又は後の時間を使用した場合に左欄の使用料に加算する使用料（1時間当たり）
小ホール	平日	準備	円 9,020	円 3,520	円 14,080	円 4,180	円 20,240	円 6,050
		本番	12,980	5,170	20,240	6,050	29,040	8,690
	土曜日 休日	準備	12,100	4,840	22,220	6,600	30,470	9,130
		本						

	番	17,380	6,930	31,900	9,570	43,560	12,980
楽屋	第1楽屋	2,200	880	3,740	1,100	3,740	1,100
	第2楽屋	1,100	440	1,760	550	1,760	550
	第3楽屋	1,100	440	1,760	550	1,760	550
	第4楽屋	1,100	440	1,760	550	1,760	550
会議室	大会議室	15,180	6,050	20,790	6,160	20,790	6,160
	中会議室	9,350	3,740	12,430	3,630	12,430	3,630
	小会議室	3,300	1,320	4,290	1,210	4,290	1,210
附属設備		規則で定める額					

別表市立劇場使用料の表のイ 小ホール、楽屋及び会議室の表の備考第5項を次のように改める。

- 5 使用料の加算に係る使用時間は、当該使用区分における使用区分前の時間と使用区分後の時間とについてそれぞれ算定する。この場合において、それぞれの使用料の加算に係る使用時間に1時間に満たない端数があるときでも1時間として計算する。

別表市立劇場使用料の表のウ 練習使用の表（備考を除く。）を次のように改める。

種別	使用区分	午前		午後		夜間	
		午前9時から正午まで	左欄の時間を超えて当該時間に連続する前又は後の時間を使用した場合に左欄の使用料	午後1時から午後5時まで	左欄の時間を超えて当該時間に連続する前又は後の時間を使用した場合に左欄の使用料	午後6時から午後10時まで	左欄の時間を超えて当該時間に連続する前又は後の時間を使用した場合に左欄の使用料

			に加算 する使 用料 (1時 間当た り)		に加算 する使 用料 (1時 間当た り)		に加算 する使 用料 (1時 間当た り)
練習使用	大ホール	円	円	円	円	円	円
	ステージ	3,850	1,540	6,160	1,760	8,800	2,640
	小ホール	2,640	990	4,180	1,210	6,050	1,760
附属設備		規則で定める額					

別表市立劇場使用料の表のウ 練習使用の表の備考第3項を次のように改める。

- 3 使用料の加算に係る使用時間は、当該使用区分における使用区分前の時間と使用区分後の時間とについてそれぞれ算定する。この場合において、それぞれの使用料の加算に係る使用時間に1時間に満たない端数があるときでも1時間として計算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から令和5年9月30日までの間に長岡市立劇場を使用する場合の使用料については、改正前の別表の規定の例によるものとする。

議案第59号

長岡市体育館条例の一部改正について

長岡市体育館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月14日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市体育館条例の一部を改正する条例

長岡市体育館条例（平成元年長岡市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1のイ 個人使用の表備考8の項中「長岡市北部体育館、」を削り、同表備考9の項中「長岡市南部体育館又は」を「長岡市北部体育館、長岡市南部体育館又は」に改め、「長岡市南部体育館及び」を「長岡市北部体育館、長岡市南部体育館又は」に改める。

別表第2のイ 個人使用の表を次のように改める。

イ 個人使用

区分		種類	使用料			
			1回	3箇月会員	半年会員	年間会員
A使用	大人		円 150	円 2,400	円 4,000	円 6,500
	高齢者 障害者 介助者 高校生		100	1,400	2,400	4,000
	中学生 小学生		50	700	1,200	2,000
B使用	大人		400	4,800	8,000	13,000
	高齢者 障害者 介助者 高校生		300	2,700	4,500	8,000
	中学生		200	1,400	2,400	4,000

備考

- 1 「A使用」とは、トレーニング室を除く全ての施設を使用できる使用形態をいう。
- 2 「B使用」とは、トレーニング室を含む全ての施設を使用できる使用形態をいう。
- 3 就学前の者は、無料とする。

- 4 小学生以下の者は、トレーニング室を使用できないものとする。
- 5 「高齢者」とは、満65歳以上の者をいう。
- 6 「障害者」とは、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けた者で、中学生、小学生及び就学前の者以外のものをいう。
- 7 「介助者」とは、第1種身体障害者等が長岡市北部体育館を使用する場合において、当該第1種身体障害者等の介助を行う者（第1種身体障害者等1人につき1人とする。）をいう。
- 8 長岡市市民体育館、長岡市南部体育館又は長岡市中之島体育館の3箇月会員、半年会員又は年間会員となった者は、それぞれ長岡市北部体育館の3箇月会員、半年会員又は年間会員となった者とみなす。この場合においては、長岡市市民体育館、長岡市南部体育館又は長岡市中之島体育館のA使用の会員は、長岡市北部体育館のトレーニング室を使用できないものとする。
- 9 長岡市みしま体育館又は長岡市新産体育館の3箇月会員、半年会員又は年間会員となった者は、それぞれ長岡市北部体育館（A使用に限る。）の3箇月会員、半年会員又は年間会員となった者とみなす。

別表第3のイ 個人使用の表備考8の項中「長岡市市民体育館又は」を「長岡市市民体育館、長岡市北部体育館又は」に改め、「長岡市市民体育館及び」を「長岡市市民体育館、長岡市北部体育館又は」に改め、同表備考9の項中「長岡市北部体育館、」を削る。

別表第6のイ 個人使用の表備考8の項中「長岡市市民体育館又は」を「長岡市市民体育館、長岡市北部体育館又は」に改め、「長岡市市民体育館及び」を「長岡市市民体育館、長岡市北部体育館又は」に改め、同表備考9の項中「長岡市北部体育館、」を削る。

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

議案第60号

長岡市スキー場条例の一部改正について

長岡市スキー場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月14日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市スキー場条例の一部を改正する条例

長岡市スキー場条例（昭和48年長岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

「第2節 サマーボブスレー（第8条の2－第8条の4）

目次中 第3節 ロッジ（第9条） を

第4節 駐車場（第10条－第13条） 』

「第2節 ロッジ（第9条）

第3節 駐車場（第10条－第13条）」 に改める。

第3条第1項第1号中「リフト（スキーリフト及びサマーリフトをいう。）」を「スキーリフト」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第2章第2節を削り、同章中「第3節 ロッジ」を「第2節 ロッジ」に、「第4節 駐車場」を「第3節 駐車場」に改める。

第18条第1項中「、第8条の2」を削り、同条第5項中「（第8条の2第2項において準用する場合を含む。）」及び「第8条の2第2項及び」を削る。

第19条第1項中「及び第8条の4」を削る。

別表第1中「、第8条の2」を削り、同表長岡市営スキー場の料金の表中サマーリフトの部及びサマーボブスレーの部を削り、同表備考2の項中「、サマーリフトの6回券及びサマーボブスレーの6回券」を削り、同表中備考4の項を削り、備考5の項を備考4の項とし、備考6の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

議案第61号

長岡市地域福祉センター条例の一部改正について

長岡市地域福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月14日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市地域福祉センター条例の一部を改正する条例

長岡市地域福祉センター条例（昭和59年長岡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

長岡市サンパルコなかのしま使用料

区分	使用料の額
65歳以上の者	1人につき 200円
中学生及び小学生	1人につき 200円
上記以外の者	1人につき 350円

別表第4の1 専用使用の表中大広間（大）の項及び大広間（小）の項を削り、別表第4中2 個人使用（浴場）の表を次のように改める。

2 入館料

区分	入館料の額
市内に住所を有する者で、65歳以上の者又は障害者であるもの	無料
上記以外の者	1人につき 150円

備考

- 1 上記の入館料を納入した者は、広間を使用することができる。
- 2 専用使用料を納入した者は、入館料を要しない。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第62号

長岡市志保の里荘条例の一部改正について

長岡市志保の里荘条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月14日提出

長岡市長 磯田 達 伸

長岡市志保の里荘条例の一部を改正する条例

長岡市志保の里荘条例（平成17年長岡市条例第219号）の一部を次のように改正する。

別表2 個人使用の表を次のように改める。

2 個人使用

区分			使用料の額	
入館料	市内に住所を有する者	65歳以上の者	1回券	250円
			11回券	2,500円
		小学生（12歳以上の者に限る。）及び中学生	1回券	250円
			11回券	2,500円
		小学生（12歳未満の者に限る。）	1回券	200円
			11回券	2,000円
		上記以外の者	1回券	400円
			11回券	4,000円
	市外に住所を有する者	小学生（12歳以上の者に限る。）及び中学生	1回券	300円
			11回券	3,000円
		小学生（12歳未満の者に限る。）	1回券	250円
			11回券	2,500円
		上記以外の者	1回券	600円
			11回券	6,000円
屋内ゲートボール施設使用料			1回券	200円
			11回券	2,000円
陶芸窯使用料				500円

備考 就学前の者は、無料とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第63号

長岡市児童館設置条例の一部改正について

長岡市児童館設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月14日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市児童館設置条例の一部を改正する条例

長岡市児童館設置条例（昭和59年長岡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条の表長岡市青葉台児童館の項中「長岡市青葉台1丁目甲120番地8」を「長岡市青葉台4丁目15番地」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第64号

長岡市老人福祉センター条例の一部改正について

長岡市老人福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月14日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

長岡市老人福祉センター条例（昭和55年長岡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1のイ 入館料備考8の項中「他のセンター」を「長岡市高齢者センターとちお」に改める。

別表第2のイ 入館料の表を次のとおり改める。

イ 入館料

種別	使用区分	障害者 介助者	左記以外の者
		円	円
広間	1人1日又は 1回につき	50	100

備考

- 1 就学前の者は、無料とする。
- 2 「障害者」とは、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けた者で、就学前の者以外のものをいう。
- 3 「介助者」とは、第1種身体障害者等が長岡市高齢者センターけさじろを使用する場合において、当該第1種身体障害者等の介助を行う者（第1種身体障害者等1人につき1人とする。）をいう。
- 4 専用料を納入した場合は、入館料の納入を要しない。
- 5 入館時間は、午前9時から午後5時までとする。

別表第3のイ 入館料の表を次のとおり改める。

イ 入館料

種別	使用区分	障害者 介助者	左記以外の者
		円	円
交流和室	1人1日又は	円	円
軽運動ホール	1回につき	50	100

備考

- 1 就学前の者は、無料とする。
- 2 「障害者」とは、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けた者で、就学前の者以外のものをいう。

- 3 「介助者」とは、第1種身体障害者等が長岡市高齢者センターまきやまを使用する場合において、当該第1種身体障害者等の介助を行う者（第1種身体障害者等1人につき1人とする。）をいう。
- 4 上記の入館料を納入した場合は、交流和室及び軽運動ホールの双方を使用することができる。ただし、軽運動ホールは、4月から10月までの期間にあっては専用使用のないときに限り、11月から翌年の3月までの期間にあってはゲートボール用として使用するとき限り、使用することができる。
- 5 専用料を納入した場合は、入館料の納入を要しない。
- 6 入館時間は、午前9時から午後5時までとする。

別表第4のイ 入館料の表を次のとおり改める。

イ 入館料

種別	使用区分	障害者	左記以外の者
		介助者	
広間	1人1日又は 1回につき	円	円
交流和室		50	100
軽運動ホール			

備考

- 1 就学前の者は、無料とする。
- 2 「障害者」とは、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けた者で、就学前の者以外のものをいう。
- 3 「介助者」とは、第1種身体障害者等が長岡市高齢者センターふそきを使用する場合において、当該第1種身体障害者等の介助を行う者（第1種身体障害者等1人につき1人とする。）をいう。
- 4 上記の入館料を納入した場合は、広間、交流和室及び軽運動ホールの全てを使用することができる。ただし、軽運動ホールは、4月から10月までの期間にあっては専用使用のないときに限り、11月から翌年の3月までの期間にあってはゲートボール用として使用するとき限り、使用することができる。
- 5 専用料を納入した場合は、入館料の納入を要しない。
- 6 入館時間は、午前9時から午後5時までとする。

別表第5のイ 入館料の表を次のとおり改める。

イ 入館料

種別		使用区分	障害者	左記以外の者
			介助者	
広間	1人1日又は		円	円
交流和室	1回につき		50	100

備考

- 1 就学前の者は、無料とする。
- 2 「障害者」とは、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けた者で、就学前の者以外のものをいう。
- 3 「介助者」とは、第1種身体障害者等が長岡市高齢者センターみやうちを使用する場合において、当該第1種身体障害者等の介助を行う者（第1種身体障害者等1人につき1人とする。）をいう。
- 4 入館料を納入した場合は、広間及び交流和室の双方を使用することができる。
- 5 専用料を納入した場合は、入館料の納入を要しない。
- 6 入館時間は、午前9時から午後5時までとする。

別表第6のイ 入館料の表中

「イ 入館料」を「イ 入館料」に改め、
 (1) 市内に住所を有する者の入館料」

同表備考2の項中「のある20人以上の」を「があり、市内に住所を有する者が20人以上使用する」に改め、同表備考5の項中「他のセンター」を「長岡市ロングライフセンター」に改め、同表の次に次の1表を加える。

(2) 市外に住所を有する者の入館料

種別		使用区分	小学生(12歳以上	小学生(12歳未満	障害者	左記以外の者
			の者に限る。)	の者に限る。)	介助者	
広間	1人1日又は		円	円	円	円
	1回につき		300	250	250	600

備考

- 1 就学前の者は、無料とする。

- 2 「障害者」とは、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けた者で、就学前の者以外のものをいう。
- 3 「介助者」とは、第1種身体障害者等が長岡市高齢者センターとちおを使用する場合において、当該第1種身体障害者等の介助を行う者（第1種身体障害者等1人につき1人とする。）をいう。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第65号

長岡市高齢者コミュニティセンター条例の一部改正について

長岡市高齢者コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月14日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市高齢者コミュニティセンター条例の一部を改正する条例
長岡市高齢者コミュニティセンター条例（平成17年長岡市条例第46号）の一部
を次のように改正する。

第3条第1項中「60歳以上」を「65歳以上」に改める。

別表のゆきわり荘使用料の表浴室の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第66号

長岡市老人憩いの家条例の一部改正について

長岡市老人憩いの家条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月14日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市老人憩いの家条例の一部を改正する条例

長岡市老人憩いの家条例（平成17年長岡市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第3条中「60歳以上」を「65歳以上」に改める。

第6条中「別表に定める」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項本文の使用料の額は、使用対象者以外の者1人につき150円とする。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第67号

長岡市斎場条例の一部改正について

長岡市斎場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月14日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市斎場条例の一部を改正する条例

長岡市斎場条例（昭和37年長岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「長岡市与板無憂苑^{えん}斎場」の次に「（以下「無憂苑斎場」という。）」を加える。

第3条を次のように改める。

（斎場の使用）

第3条 斎場を使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 死亡者で死亡時に本市に住所を有していたものの火葬を斎場で行う者
- (2) その父又は母が本市に住所を有する死産児の火葬を斎場で行う者
- (3) 火葬以外の目的で斎場を使用する者で、本市に住所を有するもの
- (4) 死亡者で死亡時に出雲崎町に住所を有していたものの火葬を無憂苑斎場で行う者
- (5) その父又は母が出雲崎町に住所を有する死産児の火葬を無憂苑斎場で行う者
- (6) 火葬以外の目的で無憂苑斎場を使用する者で、出雲崎町に住所を有するもの

2 前項各号に定める者以外の者は、斎場の運営上支障がないと市長が認めたとときに限り、斎場を使用することができる。

3 斎場を使用する者は、市長の許可を受けなければならない。

4 市長は、斎場の使用を許可したときは、許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対して、斎場使用許可書を交付するものとする。

第4条中「次に定める」を「別表に定める」に改め、同条各号を削る。

第8条を第10条とし、第7条を第9条とし、第6条を第8条とする。

第5条中「使用の許可を受け、斎場を使用する者」を「使用者」に改め、同条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

（使用料の減免）

第5条 市長は、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に次の各号に掲げる者が属する場合その他特別な理由があると認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 第3条第1項第1号又は第4号に規定する死亡者
- (2) 第3条第1項第2号若しくは第5号に規定する死産児の父又は母
- (3) 第3条第1項第3号又は第6号に規定する者

(使用料の還付)

第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

別表を次のように改める。

別表 (第4条関係)

斎場使用料

区分	使用料	
	第3条第1項各号に掲げる者	左記の者以外の者
12歳以上の者 (1体につき)	10,000円	40,000円
12歳未満の者 (1体につき)	7,000円	28,000円
死産児 (1胎につき)	5,000円	20,000円
その他 (1包につき)	2,000円	8,000円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日 (以下「施行日」という。) から施行する。

(経過措置)

2 改正後の長岡市斎場条例の規定は、施行日以後の使用の許可に係る斎場の使用から適用し、施行日前の使用の許可に係る斎場の使用については、なお従前の例による。

議案第68号

長岡市企業立地促進条例の一部改正について

長岡市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月14日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市企業立地促進条例の一部を改正する条例

長岡市企業立地促進条例（平成20年長岡市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（データセンターに係る特例）

第11条 データセンター（サーバその他の電子装置を集積し、インターネット等を通じたデータの処理の基幹とする施設をいう。）の設置（対象地区内の土地の直接取得をする場合を除く。）に対する第2条第2号及び第3号、第5条第1号及び第2号、第6条第1項並びに第7条第2項の規定の適用については、第2条第2号中「対象地区内に」とあるのは「市内に」と、「当該対象地区内」とあるのは「市内」と、「土地の直接取得（対象地区内の土地を開発し、及び分譲した者から直接取得すること（事業所を設置する場合に限る。）をいう。以下同じ。）」とあるのは「土地の取得又は建物の取得若しくは賃借」と、同条第3号中「対象地区内に」とあるのは「市内に」と、「当該対象地区内」とあるのは「市内」と、「土地の直接取得」とあるのは「土地の取得若しくは建物の取得若しくは賃借」と、「直接取得をした土地」とあるのは「取得をした土地若しくは既に取得若しくは賃借をした建物」と、「増築し、又は」とあるのは「増築し、かつ、」と、第5条第1号中「対象地区」とあるのは「市内」と、「直接取得」とあるのは「取得」と、同条第2号中「対象地区内において」とあるのは「市内において」と、「対象地区の土地の直接取得」を「市内の土地若しくは建物の取得又は市内の建物の賃借の開始」と、第6条第1項中「対象地区内」とあるのは「市内」と、第7条第2項「3年度分」とあるのは「、土地及び建物にあっては3年度分、償却資産にあっては1年度分」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第69号

長岡市下水道条例及び長岡市農業集落排水施設条例の一部改正について

長岡市下水道条例及び長岡市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月14日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市下水道条例及び長岡市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例
(長岡市下水道条例の一部改正)

第1条 長岡市下水道条例(昭和51年長岡市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項及び第21条第1項中「その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。」を削る。

別表第1中「656円」を「880円」に、「82円」を「110円」に改める。

別表第2中「328円」を「440円」に、「82円」を「110円」に改める。

(長岡市農業集落排水施設条例の一部改正)

第2条 長岡市農業集落排水施設条例(平成3年長岡市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項及び第15条の3第1項中「その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。」を削る。

別表第2中「656円」を「880円」に、「82円」を「110円」に改める。

別表第3中「328円」を「440円」に、「82円」を「110円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の長岡市下水道条例の規定は、施行日以後の公共下水道の使用又は一時使用に係る使用料について適用する。ただし、施行日前から引き続いて公共下水道を使用している者に係る使用料で、施行日から定例日等(同条例第20条第1項本文に規定する定例日(同項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、使用料を算定する日の属する月の定例日)又は同条第2項の規定による定例日以外の使用料の算定の日をいう。)までの間の使用に係るものについては、なお従前の例による。

3 改正後の長岡市農業集落排水施設条例の規定は、施行日以後の農業集落排水施設の使用に係る使用料について適用する。ただし、施行日前から引き続いて農業集落排水施設を使用している者に係る使用料で、施行日から定例日等(同条例第15条の2第1項本文に規定する定例日(同項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、使用料を算定する日の属する月の定例日)又は同条第2項の規定による定例日以外の使用料の算定の日をいう。)までの間の使用に係

るものについては、なお従前の例による。

(施行状況の検討)

- 4 市は、この条例の施行後3年を経過した場合において、条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、使用者の経費負担の適正化について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

議案第70号

長岡市水道条例の一部改正について

長岡市水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月14日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市水道条例の一部を改正する条例

長岡市水道条例（平成10年長岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第35条第1項本文中「次の各号の区分」を「別表第9に定めるところ」に改め、同項ただし書中「第1号に規定する手数料」を「給水装置工事申請手数料」に改め、同項各号を削る。

別表第8の次に次の1表を加える。

別表第9（第35条関係）

区分		手数料の額
給水装置工事申請 手数料	給水管の口径が20ミリメートル以下の場合	1件につき4,000円
	給水管の口径が25ミリメートル以上50ミリメートル以下の場合	1件につき7,000円
	給水管の口径が75ミリメートル以上の場合	1件につき9,000円
	給水装置の取出工事の立会手数料	1件につき2,000円
指定給水装置工事事業者の指定手数料		1件につき10,000円
指定給水装置工事事業者の指定更新手数料		1件につき5,000円
各種証明書の発行手数料		1件につき300円

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第71号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和4年6月14日提出

長岡市長 磯田達伸

工事名	工事内容	契約金額	契約の相手方
高機能消防指令システム更新整備工事	指令システム更新整備工事 一式	872,047,000円	新潟市中央区礎町通 二ノ町2077番地 富士通 J a p a n 株式会社新潟支社

議案第72号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和4年6月14日提出

長岡市長 磯田達伸

工事名	工事内容	契約金額	契約の相手方
栃尾市民会館 除却工事	栃尾市民会館除却 鉄筋コンクリート造り3階建て 3,089.70平方メートル その他附属建物等	299,200,000円	長岡市下々条1丁目 501番地1 渡長建設・長岡土 建工業・新潟ダー ゼル工業栃尾市民 会館除却特定共同 企業体

議案第73号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和4年6月14日提出

長岡市長 磯田達伸

工事名	工事内容	契約金額	契約の相手方
道路改良工事 (市道越路 191号線ほか)	道路改良 函渠工 延長 36メートル 場所打杭工 本数 36本	304,051,000円	長岡市巻渕3丁目 3番12号 小林・青柳・寺泊 産業4活建第1号 道路改良特定共同 企業体

議案第74号

財産の取得について

次のとおり物品を取得する。

令和4年6月14日提出

長岡市長 磯田達伸

品 種	品 名	契約金額	契約の相手方
車 両	水槽付消防ポンプ自動車 1台	73,700,000円	長岡市稲保4丁目713番地2 船山株式会社

議案第75号

財産の取得について

次のとおり物品を取得する。

令和4年6月14日提出

長岡市長 磯田達伸

品 種	品 名	契約金額	契約の相手方
車 両	高規格救急自動車 1台	21,890,000円	長岡市川崎町590番地 新潟トヨタ自動車株式会社 長岡川崎店

議案第76号

財産の取得について

次のとおり物品を取得する。

令和4年6月14日提出

長岡市長 磯田達伸

品 種	品 名	契約金額	契約の相手方
車 両	小型動力ポンプ付 軽積載車等 6台	31,350,000円	長岡市稲保4丁目713番地2 船山株式会社

議案第77号

財産の取得について

次のとおり物品を取得する。

令和4年6月14日提出

長岡市長 磯田達伸

品 種	品 名	契約金額	契約の相手方
車 両	ロータリ除雪車 1台	50,270,000円	長岡市川崎町2166番地1 株式会社星野自動車工業

議案第78号

財産の取得について

次のとおり物品を取得する。

令和4年6月14日提出

長岡市長 磯田 達伸

品 種	品 名	契約金額	契約の相手方
車 両	除雪ドーザ 1台	38,357,000円	長岡市浦567番地1 日本キャタピラー合同会社

議案第79号

財産の取得について

次のとおり物品を取得する。

令和4年6月14日提出

長岡市長 磯田達伸

品 種	品 名	契約金額	契約の相手方
車 両	除雪ドーザ 1台	18,920,000円	長岡市川口田麦山109番地1 株式会社ニットク長岡営業 所

議案第80号

長岡市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づき、長岡市及び三条市の間で平成29年3月30日に締結した長岡市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定の一部を次のとおり変更する。

令和4年6月14日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定の一部
を変更する協定書

平成29年3月30日付けで長岡市（以下「甲」という。）と三条市（以下「乙」という。）との間に締結した長岡市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結し、変更後の別表図書館の表の規定は、令和4年7月24日から適用する。

別表図書館の表三条市の項中

「 | 三条市立図書館 | 三条市元町1番6号 | 」を

「 | 三条市立図書館 | 三条市元町11番6号 | 」に改める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

長岡市長

三条市長

報告第1号

継続費繰越計算書報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定に基づき、令和3年度長岡市一般会計継続費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和4年6月14日提出

長岡市長 磯田達伸

令和3年度長岡市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和3年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度通繰越額	左の財源内訳		
				予算計上額	前年度通繰越額	計				繰越金	国・県支出金	特定財源
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
教育費	小学校費	四郎丸小学校校舎等大規模改造事業	1,456,000,000	509,600,000	752,614,000	1,262,214,000	642,620,000	619,594,000	213,938,000	98,756,000	306,900,000	
教育費	小学校費	黒条小学校校舎等大規模改造事業	438,300,000	328,700,000	108,600,000	437,300,000	86,275,500	351,024,500	84,273,500	85,751,000	181,000,000	
教育費	中学校費	岡南中学校校舎大規模改造事業	682,900,000	512,200,000	169,700,000	681,900,000	140,283,000	541,617,000	133,662,000	100,255,000	307,700,000	
教育費	社会教育費	旧長谷川家住宅保存活用・技術伝承事業	170,000,000	40,500,000		40,500,000	16,206,300	24,293,700	6,837,740	9,155,960	8,300,000	
		計	2,747,200,000	1,391,000,000	1,030,914,000	2,421,914,000	885,384,800	1,536,529,200	438,711,240	293,917,960	803,900,000	

報告第2号

継続費繰越計算書報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定に基づき、令和3年度長岡市下水道事業会計継続費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和4年6月14日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第3号

継続費繰越計算書報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定に基づき、令和3年度長岡市水道事業会計継続費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和4年6月14日提出

長岡市長 磯田達伸

令和3年度長岡市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和3年度継続費予算現額			支払義務発生(見込)額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳			翌年度繰越額に係る繰越額に要する購入資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額	計				国・県支	企業債	内留保資金	
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
資本的支出	建設改良費	妙見浄水場設備更新工事	320,000,000		149,000,000	2,211,000	146,789,000	146,789,000		146,789,000			
資本的支出	建設改良費	妙見浄水場設備更新事業	1,409,000,000		435,000,000	352,220,000	82,780,000	82,780,000		82,780,000		82,780,000	
資本的支出	建設改良費	上塩ポンプ場設備更新工事	146,000,000		70,000,000	13,332,000	56,668,000	56,668,000		56,668,000		56,668,000	
	計		1,875,000,000		654,000,000	367,763,000	286,237,000	286,237,000		286,237,000		286,237,000	

報告第4号

継続費繰越計算書報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定に基づき、令和3年度長岡市簡易水道事業会計継続費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和4年6月14日提出

長岡市長 磯田達伸

令和3年度長岡市簡易水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和3年度継続費予算現額			支払義務発生(見込)額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳			翌年度繰越額に係る繰越額を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額	計				国・県支出	企業債	内留保資金	
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
資本的支出	建設改良費	山古志地域簡易水道遠方監視設備更新	169,000,000	106,000,000	106,000,000	42,680,000	63,320,000	63,320,000	63,320,000		63,320,000		

報告第5号

繰越明許費繰越計算書報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、令和3年度長岡市一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和4年6月14日提出

長岡市長 磯田達伸

令和3年度長岡市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳			
						未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	地方債	その他	
総務費	総務管理費	普通財産管理費	1,661,000	1,661,000	円	円	円	円	1,661,000
総務費	総務管理費	普通財産整備費	38,900,000	38,900,000	3,800,000		35,000,000		100,000
総務費	総務管理費	地域課題検討プロジェクト事業費 (経済対策)	1,991,000	1,991,000		1,991,000			
総務費	戸籍住民台帳費	戸籍住民基本台帳費 (経済対策)	5,280,000	5,280,000		5,280,000			
民生費	社会福祉費	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費(経済対策分)	1,655,576,000	1,131,691,965		1,130,397,679			1,294,286
民生費	社会福祉費	原油価格高騰対策事業費	65,000,000	54,120,000					54,120,000
民生費	社会福祉費	地域介護・福祉空間整備等事業費	10,899,000	10,899,000		10,899,000			
衛生費	保健衛生費	新型コロナウイルス感染症対策事業費	1,421,026,000	1,138,484,000		1,138,484,000			
衛生費	清掃費	一般廃棄物処理施設整備事業費 (経済対策)	5,029,447,000	5,029,447,000		1,636,547,000	3,392,900,000		

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	地方債	その他	
衛生費	清掃費	長岡ニュータウンごみステーション施設整備事業費	50,700,000	50,700,000				50,700,000	
衛生費	清掃費	寿し尿前処理施設整備事業費	28,500,000	20,400,000		15,300,000		5,100,000	
農林水産業費	農業費	旧市営牧場管理費	1,100,000	1,100,000				1,100,000	
農林水産業費	農業費	団体営土地改良事業費	8,973,000	8,973,000	600,000		7,300,000	1,073,000	
農林水産業費	農業費	県営土地改良対策(経済)	172,916,000	172,916,000			156,300,000	16,616,000	
商工費	商工費	企業誘致促進事業費	25,000,000	25,000,000		25,000,000			
商工費	商工費	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金給付事業費	2,850,936,000	2,587,950,093		2,587,950,093			
土木費	道路橋りょう費	道路維持経費	14,200,000	14,200,000			6,300,000	4,940,000	
土木費	道路橋りょう費	道路維持経分(経済)	130,500,000	130,500,000		61,000,000		8,500,000	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入特定財源				円
						国・県支出金	地方債	その他		
土木費	道路橋りょう費	道路整備事業費	1,260,350,000	1,085,304,000	円	463,826,000	443,100,000	20,706,832	157,671,168	
土木費	道路橋りょう費	道路整備事業費(経路)	880,100,000	880,100,000	円	443,265,000	334,400,000		102,435,000	
土木費	道路橋りょう費	橋りょう維持経費	79,660,000	79,660,000	円	41,173,000	25,400,000		13,087,000	
土木費	道路橋りょう費	橋りょう維持経費(経路)	64,600,000	64,600,000	円	32,835,000	26,700,000		5,065,000	
土木費	都市計画費	街なみ環境整備事業費	86,033,000	77,535,000	円	36,637,000	32,900,000		7,998,000	
土木費	都市計画費	駅周辺整備事業費	36,336,000	36,336,000	円	11,946,000	21,500,000		2,890,000	
土木費	都市計画費	公園施設安全・安心対策事業費(経路)	56,500,000	56,500,000	円	28,000,000	28,000,000		500,000	
土木費	都市計画費	悠久山公園整備事業費(経路)	65,600,000	65,600,000	円	32,500,000	32,500,000		600,000	
土木費	住宅費	屋根雪下ろし命綱固定アレンカーPR事業費(経路)	500,000	500,000	円	250,000			250,000	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入特定財源				円
						国・県支出金	地方債	その他		
教育費	小学校	小学校大規模改造事業費	470,000,000	470,000,000	円	150,152,000	239,300,000	円	80,548,000	
教育費	中学校	中学校大規模改造事業費	595,200,000	595,200,000		186,948,000	305,400,000		102,852,000	
教育費	総合学校	総合支援学校建設事業費	178,000,000	178,000,000		49,653,000	96,100,000		32,247,000	
		計	15,285,484,000	14,013,548,058		8,077,693,772	5,259,400,000	20,706,832	651,347,454	

報告第6号

建設改良費繰越計算書報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、令和3年度長岡市下水道事業会計建設改良費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和4年6月14日提出

長岡市長 磯田達伸

令和3年度長岡市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源の内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越資産の限度額	説明
						国・県支出金	企業債	工事負担金	内留保資金			
資本的支出	建設改良費	公共下水道事業 (浸水対策事業)	690,550,000		690,550,000	297,134,000	393,400,000		16,000			関係機関との協議・調整に不測の日数を要し、年度内完成ができなくなったため、繰り越すものである。
資本的支出	建設改良費	公共下水道事業 (改築更新事業)	206,000,000		206,000,000	100,151,000	105,800,000		49,000			関係機関との協議・調整に不測の日数を要し、年度内完成ができなくなったため、繰り越すものである。
資本的支出	建設改良費	公共下水道事業 (公移設事業)	7,000,000		7,000,000		3,500,000	3,444,000	56,000			関係機関との協議・調整に不測の日数を要し、年度内完成ができなくなったため、繰り越すものである。
資本的支出	建設改良費	特定環境保全 公共下水道事業 (未普及解消事業)	195,200,000		195,200,000	68,335,000	126,800,000		65,000			関係機関との協議・調整に不測の日数を要し、年度内完成ができなくなったため、繰り越すものである。

款	項	事業名	予算額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					翌年度繰越額に係る必要な財産の購入限度額	説明
						国・県支出金	企業債	工事負担金	内留保資金	部資金		
資本的支出	建設改良費	特定環境保全下水道事業（改築更新事業）	11,200,000		11,200,000		11,200,000					関係機関との協議・調整に不測の日数を要し、年度内完成ができなかつたため、繰り越すものである。
資本的支出	建設改良費	農業集落排水事業（改築更新事業）	1,700,000		1,700,000		1,700,000					関係機関との協議・調整に不測の日数を要し、年度内完成ができなかつたため、繰り越すものである。
資本的支出	建設改良費	公共下水道事業（浸水対策事業）（国の補正分）	32,400,000		32,400,000	11,500,000	20,900,000					経済対策に基づく補正予算によるもので、年度内完成ができなかつたため、繰り越すものである。
資本的支出	建設改良費	公共下水道事業（改築更新事業）（国の補正分）	110,400,000		110,400,000	47,250,000	63,100,000		50,000			経済対策に基づく補正予算によるもので、年度内完成ができなかつたため、繰り越すものである。

款	項	事業名	予算額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る必要な資産の購入に要する年度の額	説明
						国・県支出金	企業債	工事負担金	内留保資金			
	資本的支出	建設改良費										
		特定環境保全 公下水道事業 (改築更新事業) (国の補正分)	17,200,000		17,200,000	8,100,000	9,100,000					経済対策に基づく補正 予算によるもので、年 度内完成ができてなく なったため、繰り越すも のである。
		計	1,271,650,000		1,271,650,000	532,470,000	735,500,000	3,444,000				

報告第7号

建設改良費繰越計算書報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、令和3年度長岡市水道事業会計建設改良費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和4年6月14日提出

長岡市長 磯田達伸

令和3年度長岡市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源の内訳				翌年度繰越額に係る必要な資産の購入に要する額	説明	
						国・県支出金	企業債	工事負担金	内留保資金			部資金
資本的支出	建設改良費	配水管仮設事業 (道路改良関連)	30,400,000		30,400,000			30,400,000				新潟県発注工事との工程調整の結果、年度内に完成できないため、繰り越すものである。
資本的支出	建設改良費	配水管移設事業 (河川改修関連)	24,200,000	7,700,000	16,500,000			15,137,000	1,363,000			新潟県発注工事との工程調整の結果、年度内に完成できないため、繰り越すものである。
資本的支出	建設改良費	送水管仮設事業 (大河津分水路改修関連)	18,414,000		18,414,000			18,414,000				北陸地方整備局発注工事との工程調整の結果、年度内に完成できないため、繰り越すものである。
資本的支出	建設改良費	配水管布設替事業	41,431,000	15,200,000	26,231,000				26,231,000			長岡市発注工事等との工程調整の結果、年度内に完成できないため、繰り越すものである。

款	項	事業名	予算額	支払義務発生額	翌年繰越額	左の財源内訳					翌年繰越額に係る必要な購入資産の額	説明
						国・県支出金	企業債	工事負担金	内留保資金	部資金		
資本的支出	建設改良費	導水管布設替事業	43,835,000	15,800,000	28,035,000	円	円	円	28,035,000	円	円	地元関係者との工程調整の結果、年度内に完成できないため、繰り越すものである。
資本的支出	建設改良費	無停電電源装置更新工事	1,265,000		1,265,000	円	円	円	1,265,000	円	円	新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、機器の調達に不測の日数を要したため、繰り越すものである。
		計	159,545,000	38,700,000	120,845,000			63,951,000	56,894,000			

報告第8号

事故繰越し繰越計算書報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、令和3年度長岡市水道事業会計事故繰越し繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和4年6月14日提出

長岡市長 磯田達伸

令和3年度長岡市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源の内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越たす資産の額	説明
						国・県支出金	企業債	受託工事収益	一般財源			
事業費用	営業費用	送水ポンプ電動機修繕	9,130,000		9,130,000			9,130,000				新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により機器の調達に不測の日数を要し年度内完成ができないため、繰り越すものである。
事業費用	営業費用	送水管布設事業 (送水管橋りょう 添架工事設計委託)	3,300,000		3,300,000			3,300,000				長岡市発注の橋りょう工事実施設計業務が繰り越したことに より、本設計委託も完了できないため、繰り越すものである。
		計	12,430,000		12,430,000			12,430,000				